

御議論いただきたい事項（第 8 回）

1. 登録型派遣・製造業務派遣・特定労働者派遣事業の在り方について

(1) 登録型派遣

- 登録型派遣については、派遣元における雇用が不安定であり問題であるという指摘がある一方で、労働者・企業の双方にニーズが存在し、臨時的・一時的な需給調整機能として有効に機能しているという指摘もある。

このような指摘を踏まえつつ、また、昨年 10 月からは、労働者保護の観点から問題である日雇派遣（労働契約期間が 30 日以内の派遣）が原則禁止とされたことも踏まえ、今後の登録型派遣の在り方をどう考えるか。

- 東日本大震災による雇用状況やデフレ・円高等の産業に与える影響、派遣労働者の就労機会の確保等との関係をどう考えるか。
- 登録型派遣については、能力開発の機会が得にくい、就業経験が評価されないといった指摘もあるが、登録型の派遣労働者のキャリア形成を促すために、派遣元はどのような役割を果たしていくべきか。

(2) 製造業務派遣

- 製造業務派遣については、いわゆる「派遣切り」の場面では派遣労働者の雇用の安定が図られず、技能継承の観点からも問題であるという指摘がある一方で、これを禁止することは、季節的変動等による生産現場の臨時的・一時的なニーズに柔軟に対応することができず、ひいては生産拠点の海外移転や中小企業の受注機会減少を招きかねないという指摘もある。

このような指摘も踏まえつつ、今後の製造業務派遣の在り方をどう考えるか。

- 東日本大震災による雇用状況やデフレ・円高等の産業に与える影響、派遣労働者の就労機会の確保等との関係をどう考えるか。

(3) 特定労働者派遣事業

- 平成 20 年の「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」報告書において、「常用型派遣」については「期間の定めのないもの」と再整理することが適当とされているが、現状においてどう考えるか。

- 特定労働者派遣事業についても、一般労働者派遣事業と同様に許可の対象とすべきとの意見もあるが、どう考えるか。

2. 派遣可能期間の制限の在り方について

- これまでのヒアリング結果では、業務による派遣期間制限を撤廃し、無期雇用の者を除き、同一の派遣労働者について同一の派遣先での派遣期間の上限を設けるべきとの意見が示されているが、これについてどのように考えるべきか。とりわけ、以下の点についてどう考えるべきか。
 - ① 現行法制が業務を切り口として常用代替防止を図っていることとの関係
 - ② 有期雇用の派遣労働者について派遣期間の上限を設定しようとする切り口
- 派遣期間制限という事業規制の手法が、派遣労働者の保護につながっていないとする指摘があるが、この点についてどのように考えるべきか。